

A231-4

## 摂食障害入院医療管理加算

◆摂食障害の改善のための加算だよ。



# A231-4 摂食障害入院医療管理加算

1日につき

1. 摂食障害入院医療管理加算（30日以内） 200点

2. 摂食障害入院医療管理加算（31～60日以内） 100点



## 入院1日につき

「摂食障害入院医療管理加算」は、  
摂食障害の患者に対して、  
多面的な治療が計画的に提供されることを  
評価する加算です。



# 施設基準

(摂食障害入院医療管理加算)

重度の摂食障害患者の治療

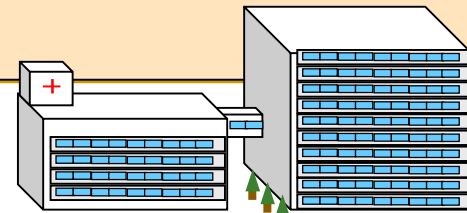


# 施設基準①

## ◆摂食障害入院医療管理加算の施設基準

⇒摂食障害の診療を行うにつき、  
必要な体制が整備されていること。

- 摂食障害の年間新規入院患者数（入院期間が通算される再入院の場合を除く）が、10人以上である。
- 摂食障害の専門的治療の経験を有する常勤の医師、管理栄養士及び臨床心理技術者がそれぞれ1名以上、当該保険医療機関に配置されている。
- 精神療法を行うために必要な面接室を有している。

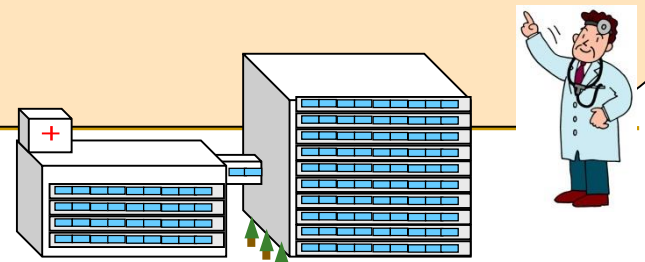


## 施設基準②

### ◆摂食障害入院医療管理加算の対象患者

⇒重度の摂食障害により、著しい体重の減少が認められる患者

- BMI（Body Mass Index）が、15未満であるものをいう。



# ▶ 算定要件

(摂食障害入院医療管理加算)

重度の摂食障害患者への計画的な治療。



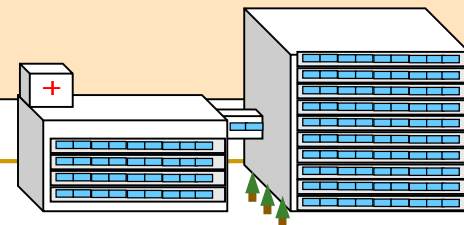
# 算定要件

## ◆摂食障害入院医療管理加算の算定要件 は、

摂食障害の患者に対して、

- 医師
- 看護師
- 精神保健福祉士
- 臨床心理技術者
- 管理栄養士

等による 集中的 かつ 多面的な治療 が 計画的 に提供されることを評価したものである。





## 摂食障害加算（注意点）

- 計画的な治療に関する加算点なので、計画書を作成しただけで算定してはいけないよ。
- 点数が高いため、安易な算定は、医療監査の際に返還ともなりかねないため、注意が必要だよ。

